

○地方独立行政法人岡山市立総合医療センター契約規程

平成26年4月1日

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 一般競争入札

第1節 一般競争入札の参加手続等（第2条・第3条）

第2節 入札保証金（第4条―第8条）

第3節 入札及び落札（第9条―第15条）

第3章 指名競争入札（第16条―第19条）

第4章 随意契約（第20条―第23条）

第5章 せり売り（第24条）

第6章 契約の手続等（第25条―第49条）

第7章 工事の執行

第1節 工事の施行（第50条―第77条）

第2節 検査（第78条―第84条）

第3節 請負代金の支払（第85条―第89条）

第8章 物品の供給（第90条―第105条）

第9章 物品の売却（第106条―第111条）

第10章 製造の請負等（第112条・第113条）

第11章 財産の買入れ等（第114条）

第12章 雑則（第115条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「法人」という。）が締結する売買、賃借、請負その他の契約について、公正性、透明

性、競争性を確保し、適性かつ円滑に事務を処理するために必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般競争入札

第1節 一般競争入札の参加手続等

(一般競争入札の参加者の資格)

第2条 契約責任者（会計規程第45条に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、次の各号に該当する者を、その事実があった後3年間を限度として、一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり法人職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (10) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(1 1) 暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

(1 2) その他法人に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適當と認められる者

2 契約責任者は、前項に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

(一般競争入札の公告)

第3条 契約責任者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して7日前までに次の事項を公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を3日までに短縮することができる。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 契約条項を示す場所

(4) 入札執行の場所及び日時

(5) 入札保証金に関する事項

(6) 入札の無効に関する事項

(7) その他入札に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、契約責任者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係る請負契約にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に規定する見積期間を置くものとする。

3 第1項に規定する公告は、インターネット上の法人のホームページに掲載して閲覧に供する方法により行うものとする。

第2節 入札保証金

(入札保証金)

第4条 契約責任者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その競争に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 再度入札の場合においては、初度の入札に対する入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）の納付をもって、再度入札における入札保証金の納付

があったものとみなす。

(入札保証金に代わる担保)

第5条 入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次のとおりとする。

- (1) 国債
 - (2) 地方債
 - (3) 銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - (4) 銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関が引き受け、保証裏書した手形
 - (5) 銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
 - (6) 銀行又は契約責任者が確実と認める金融機関の保証
 - (7) 契約責任者が確実と認める社債
- 2 前項の担保の価値は、同項第1号から第5号までのものについては、額面全額とし、第6号のものについては、時価の10分の8以内で契約責任者が別に算定した額とする。
- 3 第1項の担保の提供の手続及び処分の方法については、契約責任者が別に定める。

(入札保証金の納付)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）を入札執行前までに法人にこれを納付し、その証明を受けなければならない。

- 2 契約責任者は、一般競争入札において必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、入札保証金の納付期限、納付方法その他入札保証金の納付に関し必要な事項について、第3条の規定による公告で定めることができる。

(入札保証金の納付の減免)

第7条 契約責任者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、第2条の資格を有しており、過去3年の間に、法人との間で締結した契約を履行しないこと、法人から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなる

おそれがないと認められるとき。

(入札保証金の返還)

第8条 契約責任者は、入札が終了したとき、又は入札を中止し、若しくは取り消したときは、入札保証金を返還するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者が契約した後に返還するものとする。

2 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

3 入札保証金には、利子を付さない。

第3節 入札及び落札

(許容価格の決定)

第9条 契約責任者は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。以下同じ。）を記載した書面を封書にし、開札の際にこれを開札場所に備えなければならない。

2 許容価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、役務の提供、使用等の場合においては、単価についてその許容価格を定めることができる。

3 許容価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の方法)

第10条 入札者は、入札（見積）書（様式第1号又は第2号）に必要な事項を記入し、記名押印のうえ指定の場所へ指定の日時までに自ら提出しなければならない。

2 入札者は、契約責任者が特に指定したときは、書留郵便をもって入札書を提出することができる。この場合においては、入札封書をさらに封かんしてその表面に入札書であることを表示しなければならない。

(入札の代理)

第11条 代理人が入札をしようとするときは、入札開始前に委任事項等が明確に記載された委任状を提出しなければならない。

2 前項の代理人は、2人以上の入札者を代理することができない。

3 入札者は、他の入札者の代理人となることができない。

(入札の拒否)

第12条 契約責任者は、入札に際し不正又は妨害の行為のおそれがあると認められる者の入札を拒否し、入札場外に退去させることができる。

(入札の変更、取消し等)

第13条 契約責任者は、必要があると認めるときは、すでに公告に付した事項の変更若しくは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

2 前項の場合において、入札者が損害を受けることがあっても、契約責任者はその責を負わない。

(入札の無効)

第14条 契約責任者は、入札者の入札が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効としなければならない。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者がした入札
 - (2) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者がした入札
 - (3) 入札方法に違反して行われた入札
 - (4) 第11条の規定に違反する代理人がした入札
 - (5) 入札書に記名押印がない入札
 - (6) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
 - (7) 同一入札事項について同一人が同時に2通以上の入札書を提出した入札
 - (8) 郵便による入札を認めない場合の郵便によりした入札
 - (9) 明らかに不正によると認められる入札
 - (10) 入札価格の内訳書の提出を求められた場合において、指定された期限までに所定の内訳書を提出しない者がした入札
 - (11) 入札後落札者を決定するまでの間に、岡山市から岡山市指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）を受けた者がした入札（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
 - (12) その他この規程又は契約責任者の定める入札条件に違反してなされた入札
- (落札者の決定通知)

第15条 契約責任者は、落札者を決定したときは、口頭又は書面をもってその旨を落札

者に通知しなければならない。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札)

第16条 指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

2 第2条第1項の規定は、指名競争入札の参加者の資格について、これを準用する。

3 契約責任者は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格を別に定めるものとする。

(契約審査委員会)

第17条 指名競争入札の参加者の指名等に関する事務を処理させるため、契約審査委員会を置く。

2 前項の契約審査委員会の所掌事務その他必要な事項は別に定める。

(指名競争入札参加者の指名及び通知)

第18条 契約責任者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、原則として5人以上の入札参加者を指名しなければならない。

2 前項の場合において、契約責任者は、第3条に規定する事項のうち入札について必要な事項をその指名する者に入札期日の前日から起算して3日前までに通知しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を1日までに短縮することができる。

3 第3条第2項の規定は、建設業法の適用を受ける工事請負の見積期間にこれを準用する。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第19条 第4条から第15条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

第4章 随意契約

(随意契約)

第20条 会計規程第39条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 次に掲げる契約の種類に応じ、許容価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。

① 工事又は製造の請負 400万円

② 財産の買入れ 300万円

③ 物件の借入れ 150万円

④ 財産の売払い 100万円

⑤ 物件の貸付け 50万円

⑥ ①から⑤に掲げるもの以外のもの 200万円

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(6) 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付して落札者がいないとき。

(7) 落札者が契約を締結しないとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、特に契約責任者が承認したとき。

(許容価格の決定)

第21条 契約責任者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第9条の規定に準じて許容価格を定めなければならない。ただし、許容価格が30万円を超えないものにあっては、同条第1項の規定による許容価格を記載した書面を省略することができる。

(見積書の徴収)

第22条 契約責任者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 許容価格が、修繕業務（建設工事及び小規模工事に係るものを除く。）については20万円未満、その他のものについては15万円未満であるとき。

- (2) 国、地方公共団体その他の公法人（これらに準ずる者を含む。）と直接に契約をするとき。
- (3) 緊急を要するとき。
- (4) 契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
- (5) 契約責任者が別に定める小規模工事であるとき。
- (6) その他契約責任者がその必要がないと認めるとき。

（競争入札に関する規定の準用）

第23条 第15条の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。

第5章 せり売り

（せり売り）

第24条 第2条から第15条までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

第6章 契約の手続等

（契約締結の手続）

第25条 契約責任者から契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から7日以内に契約書を作成のうえ、記名押印しなければならない。ただし、7日以内に契約書を作成することができないと認められる特別の理由があるときは、この限りでない。

2 契約責任者は、前項の通知を受けた者が、契約を締結するまでの間に、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該契約を締結しない。ただし、契約の性質又は目的により、契約責任者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
- (2) 入札に当たって不正の行為があったとき。
- (3) 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- (4) 工事の請負契約において、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第27条の27及び第27条の第1項の規定による通知を受けていないとき。
- (5) 次に掲げるいずれかに該当することを理由として、岡山市から指名停止されたとき。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反、談合または競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提

起されたとき。

② 贈賄の容疑又は公職にあるもの等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に定めるあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

③ 公務執行妨害、職務強要、恐喝、詐欺、横領、暴力的行為等の反社会的行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

④ 暴力団又は暴力団関係者と認められるとき、又はその団体と関係を有していると認められるとき。

（6） 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの規程に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

（契約書の記載事項）

第26条 前条の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

（1） 契約履行の場所

（2） 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

（3） 監督及び検査

（4） 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

（5） 危険負担

（6） 契約不適合責任

（7） 契約に関する紛争の解決方法

（8） その他必要な事項

（契約書作成の省略）

第27条 契約責任者は、第25条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

（1） 契約金額が130万円未満の契約をするとき。

（2） せり売りに付するとき。

（3） 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取りとき。

- (4) 物品を買い入れる場合において、その物品を引き取り、即時に代金を支払うとき。
- (5) 国、地方公共団体その他の公法人（これらに準ずる者を含む。）と契約するとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、随意契約による場合において、契約書を作成することが困難又は不適當と認められるとき。

2 前項第1号又は第6号の規定により契約書の作成を省略したときは、当該契約について必要な事項を記載した請書を徴するものとする。この場合において、契約金額が10万円未満の契約（工事の請負契約を除く。）については、見積書をもって請書に代えることができる。

（契約保証金）

第28条 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とする。

2 契約責任者は、契約の相手方に対し、前項の規定による契約保証金をその契約書の作成期日までに納めさせなければならない。

3 契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保及び担保価値は、次のとおりとする。

- (1) 第5条第1項各号に定めるもの（工事の請負契約にあつては、利付国債に限る。） 第5条第2項の規定により算定した額
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 保証金額

4 前項の担保の提供の手續及び処分の方法については、契約責任者が別に定める。

5 契約保証金には、利子を付さない。

（契約保証金の納付の減免）

第29条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第2条の資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 第32条に規定する契約保証人があるとき。
- (5) 国、地方公共団体その他の公法人（これに準ずる者を含む。）と直接に契約を締結するとき。
- (6) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (7) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (8) 工事の請負契約において、契約金額が700万円未満であるとき。
- (9) 特定建設工事共同企業体と契約を締結するとき。
- (10) 工事の請負契約を除き、設計金額が第20条第1項第1号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ該当する契約の種類で定める額以下であるとき。
- (11) 物品の買入れ及び製造の請負契約において、契約の相手方を決定した日から納期までの期間が30日以内であるとき。
- (12) 前各号に定めるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の増減)

第30条 契約責任者は、契約内容の変更により、契約金額が1割（工事の請負契約にあつては3割）を超えて増減したときは、その割合に従って契約保証金を増減することができる。

(契約保証金の返還)

第31条 契約責任者は、契約履行の完了確認後又は第45条若しくは第46条の規定により契約が解除された場合に契約保証金を返還するものとする。

(契約保証人)

第32条 契約責任者は、契約（工事の請負契約を除く。以下本条において同じ。）の相手方に対し、契約保証人1人以上を立てさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人（これらに準ずる者を含む。）と契約するとき。
- (2) 契約金額が130万円未満（物品等の売払い及び貸付けについては、10万円未満）のとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取ると

き。

(4) その他特別の事由によりその必要がないと認められるとき。

2 前項の契約保証人は、契約の相手方と同等以上の資力を有する者でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、物品の製造等の完成を保証する場合の契約保証人は、契約の相手方と同等以上の資力及び資格能力を有する者でなければならない。

4 契約の相手方は、契約保証人を立てるときは、保証人承認願（様式第3号）を契約責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

5 契約保証人は、前項の承認があったときは、契約締結の日までに保証契約書を作成のうえ、記名押印しなければならない。

6 契約責任者は、契約保証人が死亡し、又は資力、資格能力等を喪失したときは、契約の相手方に対し、他の保証人を立てさせなければならない。

（契約保証人の義務）

第33条 前条の契約保証人は、その契約から生ずる一切の債務を保証しなければならない。

（契約の相手方の死亡等）

第34条 契約の相手方が死亡し、又は資格を喪失したときは、その遺族又は利害関係人は、死亡又は資格喪失後、7日以内にその旨を契約責任者に届け出なければならない。ただし、契約責任者において正当な理由があると認められるときは、特に延長することができる。

（権利義務の譲渡等）

第35条 契約の相手方は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、契約責任者の承認を得たときは、この限りでない。

2 契約の相手方は、契約の目的物又は工事現場に搬入した検査済みの工事材料を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権等の担保に供してはならない。ただし、契約責任者の承認を得たときは、この限りでない。

（履行期限の延長）

第36条 契約の相手方は、天災その他正当な事由により履行期限までにその義務を履行できないときは、その理由を明らかにした書面により履行期限の延長を契約責任者に

申請することができる。

- 2 契約責任者は、前項の申請があった場合は、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、契約の相手方と協議して履行期限の延長日数を定めるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第37条 契約責任者は、前条の場合を除くほか、契約の相手方が履行期限までに義務を履行できないため履行期限の延長を申請した場合において、申請履行期限内に履行できる見込みがあるときは、履行期限の延長を承認することができる。

- 2 契約責任者は、前項の規定により履行期限の延長を承認したときは、契約金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収することができる。

- 3 前項の場合においては、履行期限までに契約の一部を履行したときは、これに相当する金額を契約金額から控除して得た金額を契約金額とみなし計算する。ただし、控除すべき金額を計算できない場合は、この限りでない。

- 4 第2項の遅延損害金は、指定期限内に納付するものとし、納付しないときは支払代金からこれを控除することができる。

- 5 第2項の遅延損害金の徴収に係る日数計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。完納完工に伴う検査の結果、不合格となった場合における取替え、改造又は補修に要する第1回の指定日数についても、また同様とする。

(契約金額の変更)

第38条 契約締結後において物価及び賃金等の変動を理由として、契約金額の変更をすることはできない。ただし、経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情により物価及び賃金等に著しい変動を生じ、契約金額が著しく不適當となったときは、その実情に応じて、契約責任者は、契約の相手方と協議のうえ、契約金額を変更することができる。

(契約の変更)

第39条 契約を変更するときは、契約の相手方は、変更契約書又は変更請書を作成のうえ、記名押印しなければならない。ただし、契約変更の内容が軽微なもので、契約責任者がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(一般的損害)

第40条 契約の目的物について、その引渡し前に生じた滅失、損傷その他契約の履行に関して生じた損害（次条又は第42条第1項に規定する損害を除く。）（以下、「滅失等」という。）は、法人の責に帰する場合のほか、すべて契約の相手方が負担しなければならない。

2 当事者双方の責めに帰することができない事由によって、前項の滅失等が生じ、これにより契約の相手方がその債務を履行することができなくなった場合には、法人は、当該目的物に係る契約代金の支払いを拒むことができる。

（第三者に及ぼした損害）

第41条 契約の相手方は、契約の履行に関して第三者に損害を及ぼしたときは、法人の責に帰する場合のほか、その損害を賠償しなければならない。

（天災等による損害）

第42条 天災その他不可抗力により、工事の既済部分若しくは工事現場に搬入した検査済みの材料又は製作発注物件の完成部分等に損害を生じたときは、契約責任者は、契約の相手方と協議してその損害額の一部を負担することができる。ただし、契約の相手方が善良な管理者の注意を怠ったと認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、火災保険その他損害を補てんするものがあるときは、これらの額を損害額から控除したものを同項の損害額とする。

（災害保険への加入）

第43条 契約責任者は、工事又は物件の性質により、災害のおそれのあるものについては、契約の相手方に、火災その他の保険に加入させ、その保険証書を提示させなければならない。

（法人の解除権）

第44条 契約責任者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、法人の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

（1） 正当な事由がなく契約期間内に契約の履行をしないとき、又はその履行の見込みがないとき。

（2） 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。

（3） 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

（4） 契約の履行に当たり、法人担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務

の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。

- (5) 第46条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 第2条第1項6号から11号のいずれかに該当するとき。
- (7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知りながら、当該者と契約をしたと認められるとき。
- (8) 受注者が、前々項に該当する物を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前項に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (9) 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注機関に届け出なかったとき。
- (10) 第25条第2項5号のいずれかに該当するとき。
- (11) 民法第542条第1項各号および同条第2項各号に該当するとき。
- (12) 第35条に違反した場合
- (13) 法人の責めに帰すべき事由によらずに第40条第1項に規定する滅失等が生じ、これにより契約の相手方がその債務を履行することができなくなったとき。
- (14) 前各号のほか、法令若しくはこの規程又は契約に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

2 契約責任者は、前項の規定により契約を解除したときは、契約の相手方に対し、違約金として契約金額の100分の10を徴収するものとする。ただし、契約の解除の事由により当該違約金を徴収することが不適当と認められるときは、この限りでない。

3 契約責任者は、前項の規定により徴収した金額が契約解除により法人に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を契約の相手方から徴収することができる。

（法人の都合による契約の解除等）

第45条 契約責任者は、契約の履行中において、前条第1項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、契約を解除し、又は履行を中止させることができる。

2 前項の規定により契約を解除し、又は履行を中止させた場合において、これにより契約の相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合において、損害額は、契約責任者が契約の相手方と協議して定める。

(契約の相手方の解除権)

第46条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、契約の相手方に損害が生じたときは、契約責任者は、契約の相手方と協議して損害額を決定し、損害の賠償をするものとする。

- (1) 契約の内容を変更したため、契約金額が3分の1以下に減少したとき。
- (2) 契約の履行の中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 法人が契約に違反し、契約の目的が達せられないとき。

(契約解除等の通知)

第47条 契約責任者は、契約の解除等の通知をするときは、契約の相手方に対し、書面により遅滞なく行うものとする。

(契約解除に伴う措置)

第48条 契約責任者は、契約が解除された場合において、既済部分又は既納物品があるときは、契約の相手方をして指定期間内にこれを引き取らせ、原状に復させなければならない。

- 2 前項の場合において、契約責任者は、契約の相手方が正当な理由がなく指定期間内に原状に復さないときは、これに代わって原状に復することができる。この場合において、費用は、契約の相手方の負担とする。
- 3 契約責任者は、第1項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、必要があると認めるときは、既済部分又は既納物品を検査のうえ、引渡しを受けることができる。当該引渡しを受けたときは、これに相当する代金を契約の相手方に支払わなければならない。ただし、違約金等を徴収するときは、支払金はこれと差し引き清算することができる。
- 4 第1項及び前項に規定する措置の期限、方法等については、契約の解除が第44条の規定によるときは契約責任者が定め、第45条又は第46条の規定によるときは、契約責任者及び契約の相手方が協議して定めるものとする。この場合において、契約責任者は、契約の相手方の協議及び立会い等が得られないときは、契約保証人又は相当と認める関係人をもってこれに代えることができる。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第49条 契約の相手方は、当該契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約責任者に対し当該契約及び当該契約に係る変更契約による契約金額（単価契約の場

合は、支払金額)の100分の20に相当する額を契約責任者が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、契約の相手方に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、契約の相手方に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、契約の相手方の行った独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定による審判請求を、独占禁止法第66条第1項の規定により却下し、又は同条第2項の規定により棄却したとき。
 - (4) 契約の相手方が、独占禁止法第77条第1項の規定により提起した審決の取消しの訴えを却下し、又は請求を棄却する判決が確定したとき。
 - (5) 契約の相手方(契約の相手方が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき契約責任者が契約の相手方に賠償請求することを妨げるものではない。
- 3 契約の相手方が第1項の規定に基づく損害賠償金を契約責任者が指定する期間内に支払わないときは、契約責任者はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を契約の相手方から徴収するものとする。
- 4 契約の相手方が共同企業体である場合は、前3項中「契約の相手方」とあるのは、

「契約の相手方又は契約の相手方の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

5 前項の場合において、契約の相手方が解散されているときは、契約責任者は、契約の相手方の代表者であった者又は構成員であった者に第1項の規定による損害賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、契約の相手方の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を契約責任者に支払わなければならない。

6 第1項の規定に該当する場合においては、契約責任者は契約を解除することができる。

第7章 工事の執行

第1節 工事の施行

(工事の施行方法)

第50条 工事は、請負によって施行する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、直営とする。

- (1) 請負に付することを不適當と認めるとき。
- (2) 緊急を要し、請負に付するいとまがないとき。
- (3) 請負希望者がいないとき。
- (4) 前3号のほか、直営とする必要があると認められるとき。

2 直営工事による場合においても、その一部を請負に付することができる。

(工程表及び請負代金内訳書)

第51条 請負人は、設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書（以下「設計図書」という。）に基づいて速やかに工程表を作成し、工事を着手すべき時期までに契約責任者に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約責任者の承認を得てこれを省略することができる。

- (1) 請負金額500万円未満の工事
- (2) 工期60日未満の工事

2 請負人は、契約責任者が請負代金内訳書の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

(工事の着手)

第52条 請負人は、工事着手の時期について契約に特別の定めのある場合を除くほか、契約締結後5日以内に工事に着手しなければならない。

2 請負人は、工事に着手したときは、工事着手届（様式第4号）を契約責任者に提出しなければならない。

（監督員）

第53条 契約責任者は、工事の施工について、請負人又は次条の現場代理人を指示監督するものとする。

2 契約責任者は、前項の指示監督を関係職員（以下「監督員」という。）に行わせることができる。この場合において、契約責任者は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を請負人に通知しなければならない。

3 監督員は、請負契約の的確な履行を確保するため、契約書及び設計図書で定められた事項の範囲内において、次の職務を行うものとする。

（1） 契約の履行について、請負人又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議

（2） 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負人が作成したこれらの図書の承諾

（3） 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査（確認を含む。）又は工事材料の試験若しくは検査

（4） その他工事の施工上必要な事項

4 契約責任者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に契約書に基づく契約責任者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、請負人に通知しなければならない。

5 監督員は、請負人又は現場代理人に監督日誌、材料検査簿等工事に必要な書類を備えさせ、必要な事項を記入させて検査のうえ、双方押印するものとする。

6 監督員の指示又は承諾は、原則として書面をもって行わなければならない。

（現場代理人、主任技術者等）

第54条 請負人は、現場代理人並びに建設業法第26条第1項に規定する主任技術者（同条第2項に規定する監理技術者を置かなければならない工事については監理技術者とする。以下同じ。）及び同法第26条の2に規定する専門技術者を定め、書面をもってその氏名等必要な事項を契約責任者に通知しなければならない。現場代理人、

主任技術者又は専門技術者を変更したときも、また同様とする。

- 2 主任技術者は、建設業法第26条第3項に規定する工事については専任の者（同条第4項に規定する工事にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）とする。
- 3 現場代理人は、契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく請負人の一切の権限（請負金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。
- 4 請負人は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって契約責任者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
（工事関係者に関する措置請求）

第55条 契約責任者は、現場代理人、主任技術者、専門技術者その他請負人が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第56条 請負人は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ契約責任者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（指名停止期間中の者等の下請負等の禁止）

第57条 請負者は、工事の全部又は一部を岡山市から指名停止を受けている者又は指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で、当該指名停止期間が満了していないものに委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第58条 請負人は、契約責任者に対して下請負人につきその名称その他契約責任者が必要と認める事項を書面により直ちに届け出なければならない。

（特許権等の使用）

第59条 請負人は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、契約責任者

がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、請負人がその存在を知らなかったときは、契約責任者は、請負人がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(工事材料の品質、検査等)

第60条 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等以上の品質を有するものとする。

- 2 請負人は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 監督員は、請負人から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 第2項の検査に直接必要な費用は、請負人の負担とする。
- 5 請負人は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 6 請負人は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会、記録の整備等)

第61条 請負人は、設計図書において監督員の立会いのうえ調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 請負人は、設計図書において監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 請負人は、前2項の監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、契約責任者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを契約責任者に提出しなければならない。
- 4 監督員は、請負人から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。ただし、監督員が正当な理由がないのに請負人の求めに遅滞なく応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、請負人は、

書面をもって監督員に通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、請負人は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第62条 契約責任者から請負人へ支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 契約責任者又は監督員は、支給材料又は貸与品を請負人の立会いのうえ、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、請負人は、遅滞なく書面をもってその旨を契約責任者又は監督員に通知しなければならない。
- 3 請負人は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく契約責任者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 契約責任者は、請負人から第2項後段の規定による通知（監督員に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は第6項の規定により支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。
- 5 契約責任者は、前項の規定にかかわらず、請負人に対してその旨を明らかにした書面をもって当該支給材料又は貸与品の使用を請求することができる。
- 6 契約責任者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 前2項の場合（第10項の規定により準用される場合を含む。）において、契約責任者は、必要があると認めるときは、請負人と協議して工期若しくは請負金額を変更し、又は必要な費用等を負担することができる。
- 8 請負人は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 請負人は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2

項の検査により発見することが困難な契約不適合があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知しなければならない。

1 0 第4項及び第5項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

1 1 請負人は、工事の完成、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を設計図書で定めるところにより契約責任者に返還しなければならない。

1 2 請負人は、自己の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、き損し、又はその返還が不可能となったときは、契約責任者の指定した期間内に代品を納め、原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務・破壊検査等)

第63条 請負人は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において当該不適合が監督員の指示による等契約責任者の責に帰すべき理由によるもので必要があると認めるときは、契約責任者は、請負人と協議して工期若しくは請負金額を変更し、又は必要な費用等を負担するものとする。

2 契約責任者は、請負人が第60条第2項若しくは第61条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、請負人の負担とする。

(工事の変更・中止等)

第64条 契約責任者は、必要があると認めるときは、書面をもって請負人に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、契約責任者は、必要があると認めるときは、次項及び第3項に定めるところにより、工期若しくは請負金額を変更し、又は必要な費用等を負担するものとする。

2 工期又は請負金額の変更は、契約責任者及び請負人が協議して定めるものとする。

3 契約責任者は、第1項の場合において、請負人が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は請負人に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、負担額又

は賠償額は、請負人と協議して定めるものとする。

- 4 契約責任者は、工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、請負人が工事を施工できないと認めるときは、第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させるものとする。

(条件変更等)

第65条 請負人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を請負人に通知しなければならない。
- 3 第1項の事実が契約責任者及び請負人の間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次に定めるところにより、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。
- (1) 第1項第4号又は第5号に該当し、工事内容を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、契約責任者が行うものとする。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、工事内容を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、契約責任者及び請負人が協議して行うものとする。
 - (3) 第1項第1号から第3号までに該当し、設計図書を訂正する必要があるものは、契約責任者が行うものとする。
- 4 前項の場合において、契約責任者は、必要があると認めるときは、請負人と協議して

工期若しくは請負金額を変更し、又は請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。

(工期の短縮等)

第66条 契約責任者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、請負人に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合において、短縮日数は、請負人と協議して定めるものとする。

2 契約責任者は、この規程の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、請負人と協議して通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。

3 前2項の場合において、契約責任者は、必要があると認めるときは、請負人と協議して請負金額を変更し、又は請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。

(臨機の措置)

第67条 請負人は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、請負人は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、請負人は、そのとった措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負人に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 契約責任者は、請負人が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負金額の範囲内において負担することが適当でないと認める部分については、これを負担するものとする。この場合において、負担額は、請負人と協議して定めるものとする。

(請負金額の変更に代える工事内容の変更)

第68条 契約責任者は、第38条、第40条、第42条、第59条、第62条から第67条まで又は第72条の規定により請負金額を増額すべき場合（費用を負担すべき場合を含む。）において、特別の理由があるときは、請負金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容

は、請負人と協議して定めるものとする。

(工事施工上の時間制限)

第69条 請負人は、夜間（午後5時から翌日午前8時まで）又は休日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条に掲げる市の休日をいう。）において工事を施工するときは、あらかじめ監督員の許可を受けなければならない。

(工事の完了)

第70条 請負人は、工事が完成したときは、速やかに工事完了届（様式第5号）を契約責任者に提出しなければならない。

2 契約責任者は、前項の規定により工事完了届の提出を受けたときは、監督員に工事の完成を確認させ、速やかに検査の手続をとるものとする。

(出来形検査の申請)

第71条 請負人は、工事の一部が完成したときは、出来形検査を契約責任者に申請することができる。

(部分使用)

第72条 契約責任者は、工事の一部が完成したときは、請負人の書面による同意を得てその部分の検査をして使用することができる。ただし、必要があると認めるときは、請負人の書面による同意のみで使用するすることができる。

2 前項の場合において、契約責任者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 契約責任者は、第1項の使用により請負人に損害を及ぼし、又は請負人の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合において、賠償額又は負担額は、請負人と協議して定めるものとする。

(保管義務)

第73条 請負人は、出来形検査に合格したときは、当該出来形部分の保管の責を負うものとする。

2 前項の出来形部分について生じたすべての責任は、請負人が負うものとする。ただし、契約責任者の責に帰する場合は、この限りでない。

3 第42条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(契約不適合)

第74条 契約責任者は、第83条の規定による所有権移転後以降、工事目的物に、その種類、品質又は数量に関して、第70条2項の検査では発見できない契約不適合（以下、「不適合」という。）があった場合は、請負人に対して工事目的物の不適合の修補等履行の追完を請求することができる。ただし、その不適合の修補等に過分の費用を要する等の理由から履行不能と判断される場合、契約責任者は、修補等を請求することができない。

2 契約責任者が請負人に対して修補等を請求できる場合であつて、契約責任者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、前項の期間内に請負人が履行を追完しないときは、契約責任者は、請負人に対し、不適合に応じた当該目的物の請負代金の減額を請求することができる。

3 第1項の不適合が、契約責任者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約責任者は、同項及び第2項の規定による履行の追完及び契約代金の減額の請求をすることができない。第1項の不適合が契約責任者の指示又は支給材料もしくは貸与品により生じたものである場合（請負人がその指示、材料又は貸与品が不相当であることを知りながら告げなかったときを除く。）も同様とする。

4 第1項及び第2項の規定は、契約責任者の請負人に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

5 第1項、第2項および第4項の請求又は解除権の行使は、契約責任者がその不適合を知った時から、1年以内に、請負人に対し、その旨を通知した場合に限ってすることができる。ただし、請負人が引き渡しの時に、その不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

6 前項の規定にかかわらず、契約責任者は、必要があると認めるときは、契約をもって、契約不適合責任の通知期間を延長することができる。

7 工事目的物が第1項の不適合により滅失又はき損したときは、契約責任者は、その滅失又はき損の事実を知った日から、1年以内に、請負人に対し、その旨を通知した場合に限って、第1項、第2項および第4項の請求又は解除権の行使することができる。ただし、請負人が引き渡しの時に、その不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

8 本契約においては、商法第526条及び民法第562条第1項ただし書は適用しない。

(前金払をしている場合の契約解除)

第75条 契約責任者は、第48条第3項の場合において、第86条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第87条の規定による部分払しているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を既済部分に相当する請負金額から控除するものとする。この場合において、契約責任者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、請負人に対し、その余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付して返還させるものとする。ただし、第45条及び第46条の規定により契約が解除された場合においては、利息を付さないものとする。

(工事の委託)

第76条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、国、県その他の公法人に工事を請け負わせ、又は委託することができる。

- (1) 工事が特殊な技術を要するとき。
- (2) 工事が高度の機械力を利用して実施する必要があるとき。
- (3) 工事の規模が著しく大きいとき。
- (4) 国、県その他の公法人の所属にかかわる工事と合併し、又はこれと連帯して執行する必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に契約責任者が必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、請負団体の長又はその代理人若しくは受託人はその理由を詳細に記載した文書を契約責任者に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第77条 契約責任者及び請負人は、請負契約に関し、双方の間に紛争が生じたときは、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 契約責任者及び請負人は、その一方又は双方が前項の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

3 契約責任者及び請負人は、特別に定めたものを除き、紛争の処理に要する費用を各自

負担とする。

第2節 検査

(検査の種類)

第78条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日から起算して14日以内に検査をしなければならない。

- (1) 工事完了届を受理したとき。
- (2) 出来形検査の申請があったとき。
- (3) 工事の既済部分を法人の所有とするとき。

2 契約責任者は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、随時に検査をすることができる。

(検査の委任)

第79条 契約責任者は、前条の検査を委任する職員（以下「検査員」という。）に行わせることができる。ただし、必要があると認めるときは、検査員以外の者に検査を委嘱することができる。

(検査の方法)

第80条 検査員は、あらかじめ検査の日時を請負人に通知し、請負人又は現場代理人の立会いのうえ、検査を行うものとする。この場合において、監督員は、これに立ち会わなければならない。

2 前項の検査は、契約書、設計図書その他の関係書類と対比してその結果を公正に判定しなければならない。

3 検査員は、検査に当たり必要があると認めるときは、工事目的物の一部を取り壊して検査を行うことができる。この場合において、請負人は、これを速やかに原状に復さなければならない。

(改造又は修補)

第81条 請負人は、工事が完工検査に合格しなかったときは、指定期間内にこれを改造し、又は修補しなければならない。

2 請負人は、前項の改造又は修補を完了したときは、直ちに、工事修補完了届（様式第6号）を契約責任者に提出し、再検査を受けなければならない。

3 前3条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(検査の経費)

第82条 検査に要した費用は、契約に特別の定めのある場合のほか、すべて請負人の負担とする。改造、修補、原状回復又は検査のための変質、変形、消耗、き損の修繕等に要する費用についても、また同様とする。

(所有権の移転)

第83条 工事目的物の全部又は一部の所有権は、第78条第1項の検査に合格したときをもって法人に移転するものとする。

(検査報告書の作成)

第84条 検査員は、請負金額が10万円を超えるものについては、検査の終了後、検査記録に基づき、検査報告書（様式第7号）を作成するものとする。

第3節 請負代金の支払

(請負代金の支払)

第85条 請負人は、第78条第1項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払を契約責任者に請求することができる。

2 契約責任者は、前条の検査報告書に基づかなければ、請負代金の支払をすることができない。

(前金払)

第86条 契約責任者は、令附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費等については、別に定めるところにより前金払をすることができる。

(部分払)

第87条 契約責任者は、出来形検査に合格した既済部分（工事現場に搬入した検査済みの工事材料を含む。以下同じ。）については、請負人の申請により部分払をすることができる。この場合において、部分払の金額は、請負人と協議して定めるものとする。

2 前項の部分払の金額は、既済部分に対する代価の10分の9以内の額とする。ただし、国等の補助対象事業の工事のうち、その工期が翌年度以降にわたるものである場合は、当該請負契約に係る既済部分に対する代価の全額までを支払うことができる。

(部分払の回数)

第88条 契約責任者は、次に掲げる回数以内で部分払をすることができる。ただし、工事の中止その他特別の事情により契約責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 請負金額が130万円以上1、000万円未満の場合 1回

(2) 請負金額が1、000万円以上5、000万円未満の場合 2回

(3) 請負金額が5、000万円以上の場合 3回

2 請負人は、毎月1回を超えて部分払の請求をすることができない。ただし、契約責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

3 契約責任者は、部分払の請求書を受領したときは、その日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

(前金払をしている場合の部分払)

第89条 契約責任者は、前金払をしている場合において、当該工事につき部分払をするときは、第87条の規定による額から、出来高歩合を前払金支払額に乗じて得た額を減じた額以内の額とする。

第8章 物品の供給

(仕様書、図面等による指示)

第90条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、契約責任者の示す見本、仕様書又は図面によるものとする。

2 仕様書及び図面に明示されていないもの又は仕様書と図面が交互符合しないものがあるときは、契約責任者及び契約の相手方（以下「供給人」という。）が協議して定めるものとする。

(監督)

第91条 契約責任者は、必要があると認めるときは、随時に供給人の契約履行状況を監督指導することができる。

(供給の変更、中止等)

第92条 契約責任者は、必要があると認めるときは、物品の供給についてその内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、契約金額又は納期の変更をする必要があるときは、供給人と協議のうえこれを定めるものとする。

2 契約責任者は、前項の規定により、供給人が損失を被ったときは、供給人と協議のうえこれを補償することができる。

(物品の納入)

第93条 物品は、休日を除き、原則として午前9時から午後4時までの間に担当職員の指示により納入しなければならない。

(納品通知)

第94条 供給人は、物品を指定の場所へ納入したときは、直ちに納品書をもってこの旨を契約責任者に通知し、検査を受けなければならない。

(検査の種類)

第95条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日から起算して10日以内に検査をしなければならない。

(1) 納品書を受理したとき。

(2) 物品の既納部分を法人の所有とするとき。

2 契約責任者は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、随時に検査をすることができる。

(検査の方法)

第96条 検査員は、検査に当たり必要があるときは、供給物品の一部を抜き取って規格、品質等について検査を行うことができる。この場合において、供給人は、自己の費用でこれを速やかに原状に復し、又は代品を納入しなければならない。

(改造、修補又は代品の納入)

第97条 供給人は、物品の納入検査の結果、不合格品のあるときは、指定期間内にこれを改造若しくは修補し、又は代品を納入しなければならない。

2 供給人は、前項の改造、修補又は代品の納入を完了したときは、直ちに納品書を契約責任者に提出し、再検査を受けなければならない。

3 第79条、第80条第1項及び第2項並びに前2条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(値引採納)

第98条 契約責任者は、納入検査において不合格となった物品のうち、その使用目的上支障がないと認められるものについては、契約金額から相当額を値引きして採納することができる。

(所有権の移転)

第99条 供給物品の全部又は一部の所有権は、第95条第1項の検査に合格したときをもって法人に移転するものとする。

(部分払)

第100条 契約責任者は、物品の供給のうち分納を承認したもので、納入検査に合格した既納部分については、供給人の申請により部分払をすることができる。

2 前項の部分払の金額は、既納部分の代価以内の額とする。

(契約不適合責任)

第101条 契約責任者は、第83条の規定による所有権移転後、物品に、その種類、品質又は数量に関して、第18条第1項の検査では発見できない契約不適合があった場合は、供給人に対して物品の不適合の修補等履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、契約責任者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、契約責任者が定めた期間内に供給人が履行を追完しないときは、契約責任者は、供給人に対し、不適合に応じた物品の請負代金の減額を請求することができる。

3 第1項の不適合が、契約責任者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約責任者は、同項及び第2項の規定による履行の追完及び契約金の減額の請求をすることができない。

4 第1項の規定は、契約責任者の供給人に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

5 契約責任者は第1項に規定する不適合を発見したときは、検査後1年以内にその旨を供給人に対し通知した場合に限って、前4項に定める履行の追完請求、請負代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができる。ただし、供給人がその不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

6 本契約においては、商法第526条及び民法第562条第1項ただし書は適用しない。

(物品の完納前における既納部分の使用)

第102条 契約責任者は、供給人の書面による同意を得て、物品の完納前に既納の検査合格品を使用することができる。

(費用の負担)

第103条 物品の所有権移転までに要する一切の費用は、契約に特別の定めがある場合を除き、供給人の負担とする。

(紛争の解決)

第104条 物品の供給契約に関し、法人と供給人との間に紛争が生じたときは、双方の協議により決定した者に仲裁を依頼し、その裁定に従うものとする。

2 前項の紛争解決のために要する費用は、双方平等に負担するものとする。

(準用規定)

第105条 第79条、第80条第1項、第2項、第82条、第84条及び第89条の規定は、物品の供給の場合にこれを準用する。この場合において、第84条中「検査報告書(様式第7号)」とあるのは、「検収調書(様式第8号)」と読み替えるものとする。

第9章 物品の売却

(物品の引取り)

第106条 物品の買受人は、代金を納付した後でなければ物品を引き取ることができない。ただし、契約に特別の定めのある場合は、この限りでない。

(物品の引取り等に対する異議)

第107条 物品の買受人は、その契約締結後又は引取りに際し、物品の内容について異議を申し立てることができない。この場合において、その数量に異動を生じたときは、契約責任者は、相当額を減額し、引き取らせることができる。

(引取期限の制限)

第108条 契約責任者は、物品の買受人が引取期限内に引き取らないときは、さらに期限を定めて引取りをさせるものとする。

2 契約責任者は、物品の買受人が前項の期限内に引き取らないときは、これを他に移動し、又は保管を委託することができる。この場合において、その要した費用は、買受人の負担とする。ただし、天災その他正当な事由により引き取ることができないと認められるときは、この限りでない。

(引取費用)

第109条 物品の引取りに要する一切の費用は、契約に特別の定めがある場合を除き、物品の買受人の負担とする。

(物品の解体条件付売払い)

第110条 契約責任者は、物品の処理方法について、解体等の条件を付すことができるものとする。

(物品の供給に関する規定の準用)

第111条 第93条及び第104条の規定は、物品の売却の場合にこれを準用する。

第10章 製造の請負等

(製造の請負等)

第112条 第7章の規定は、製造の請負及び運送、作業、調査その他の役務の提供（以下「製造の請負等」という。）の場合にこれを準用する。この場合において、第78条第1項中「14日」とあるのは、「10日」と読み替えるものとする。

(製造の請負等の契約保証人に対する完成請求)

第113条 契約責任者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証人に対して製造の請負等を完成すべきことを請求することができる。

- (1) 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に製造の請負等を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに製造の請負等に着手すべき時期を過ぎても製造の請負等に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の請求があった場合における、契約の相手方及び契約保証人に係る代金債権の帰属並びに契約不適合責任は、次のとおりとする。

- (1) 契約の相手方が履行した部分に係る代金債権は、契約の相手方に帰属するものとする。
- (2) 契約保証人が履行した部分に係る代金債権は、契約保証人に帰属するものとする。
- (3) 契約の相手方及び契約保証人は、契約不適合については連帯してその責めに任ずるものとする。

3 第48条第3項、第4項及び第75条の規定は、第1項の規定に基づき契約保証人に製造の請負等を完成すべきことを請求した場合にこれを準用する。

第11章 財産の買入れ等

第114条 財産（物品を除く。）の買入れ、売払い、交換、譲与、貸付け等については、この規程の定めるところによる。

第12章 雑則

（委任）

第115条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第37条第2項、第49条第3項及び第75条の改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

第17条、第26条、第40条、第44条、第62条、第74条、第101条及び第113条の改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

第20条第1項第1号、第22条第1項第1号及び第29条第1項第10号の改正規程は、令和7年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 1 0 条関係）

入 札 （ 見 積 ） 書

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター契約規程及び関係書類（設計書、仕様書及び図面）並びに現場等熟知承諾のうえ上記のとおり提出します。

年 月 日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター理事長 様

住 所

氏 名

印

様式第 2 号（第 1 0 条関係）

入 札 （ 見 積 ） 書

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし

品 名

形 質

数 量

単 価

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター契約規程及び関係書類（設計書、仕様書及び図面）並びに現場等熟知承諾のうえ上記のとおり提出します。

年 月 日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター理事長 様

住 所

氏 名

印

様式第 3 号（第 3 2 条関係）

保 証 人 承 認 願

.....について

.....
.....
.....

.....を契約保証人として

からご承認願います。

年 月 日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター理事長 様

住 所

氏 名 ⑩

願い出のとおり承認する。

年 月 日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター理事長 ⑩

様式第4号（第52条関係）

工 事 着 手 届

工事番号 一

1 工 事 名

2 工事場所

3 工 期 着工 年 月 日
完工 年 月 日

4 請 負 金 額 円

5 契約年月日 年 月 日

上記工事は 年 月 日着工しましたからお届けします。

年 月 日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター理事長 様

請負者 住 所

氏 名

印

様式第5号（第70条関係）

工 事 完 了 届

工事番号 一

1 工 事 名

2 工事場所

3 工 期 着工 年 月 日
完工 年 月 日

4 請 負 金 額 円

5 契約年月日 年 月 日

上記工事は 年 月 日完了しましたからお届けします。

年 月 日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター理事長 様

請負者 住 所

氏 名

様式第6号（第81条関係）

工 事 修 補 完 了 屆

工事番号 一

1 工 事 名

2 工事場所

3 工 期	着工	年	月	日
	完工	年	月	日

4 請 負 金 額 円

5 契約年月日 年 月 日

6 工事完成年月日 年 月 日

7 検査年月日 年 月 日

8 手直事項

上記工事について修補を完了しましたからお届けします。

年 月 日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター理事長 様

請負者 住 所

氏 名

印

様式第7号（第84条関係）

検 査 報 告 書

工事番号 ー

検査区分

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請 負 金 額 円

4 契約年月日 年 月 日

5 着工年月日 年 月 日

6 完工予定年月日 年 月 日

7 完工年月日 年 月 日

8 請 負 人 住 所
氏 名

9 検査年月日 年 月 日

10 工事監督員職氏名

11 成 績

12 特 記 事 項

上記工事について現地検査したところ、関係書類のとおり実施しているので報告します。

年 月 日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター理事長 様

検査員職氏名
立 会 人

㊟

㊟

様式第8号（第105条関係）

検収調書（物品）

負担No.

年度

決裁欄	理事長	局長	院長	事務部長
	課長	課長補佐	係長・課員	担当者

処 理 日	年	月	日
発 行 課			
要求課所			
起工番号			
検収年月日	年	月	日

款 項 目 節 所属予算	
--------------------------	--

決裁金額	
税抜金額	
消費税額	

納入期限	年	月	日
検査員 職氏名			印

件 名

名称／規格	数量・単位／単価・区分	金 額

相手先

請 求 書
地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 理事長 様 上記の金額を請求します。
年 月 日
請求者（住所・氏名）
印